

安城市こども計画

計画期間: 令和7年度～令和11年度



目指す姿

みんなでこどもたちを育み、応援するまち

“こどもまんなか 安城”

「目指す姿」に込められた思い

みんなでこどもたちを育み、	まち全体でこどもの成長を見守り、ともに育てていく気運を醸成し
応援するまち	「安城こども BOOSTERS」でも掲げている、まち全体でこども・若者・子育てする人を応援し、全力で伴走することで
“こどもまんなか 安城”	全てのこども・若者が、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか」なまちとなることを目指します。

計画策定の基本事項

計画策定の趣旨

本計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定しました。

計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね39歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

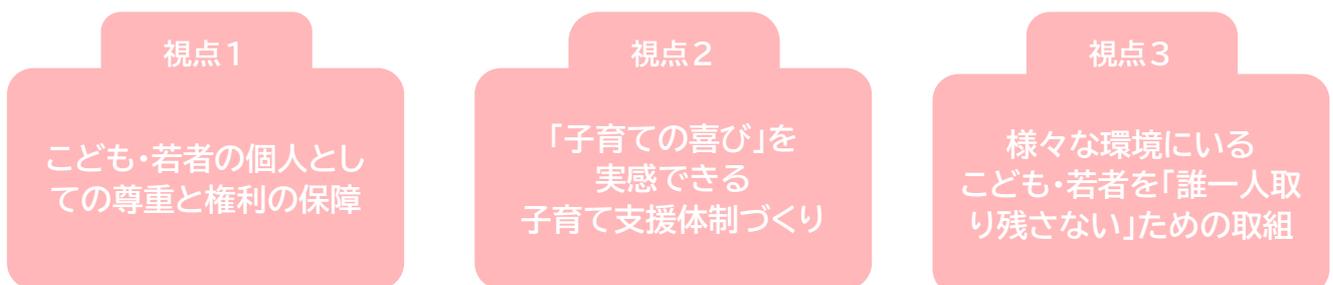
このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設けることとしました。

また、計画の内容については庁内の組織である策定作業部会及び策定幹事会において協議し、「安城市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定しました。



計画推進の視点

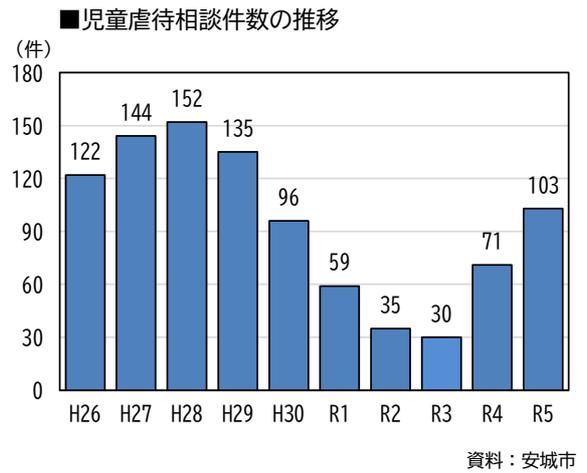
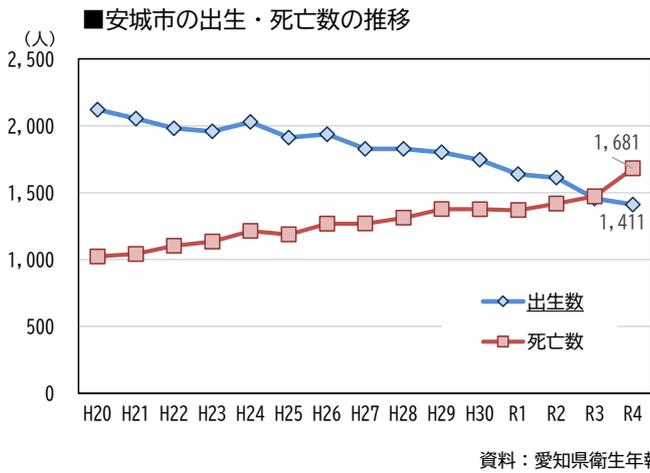
「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組めます。



安城市の現状

統計からみる現状

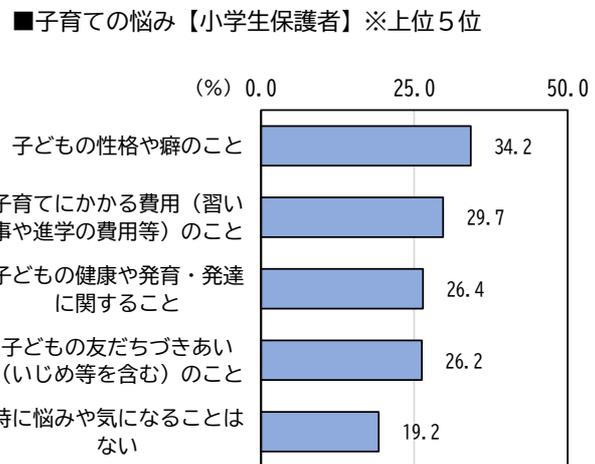
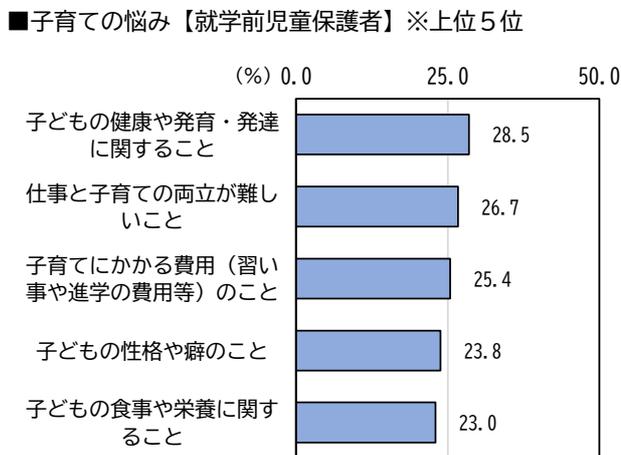
本市の出生は平成26年までは2,000人～1,900人台で推移していましたが、平成27年以降継続して減少しており、令和4年では1,411人と過去最少となっています。また、児童虐待相談件数は減少傾向にあったものの、直近では再び増加しています。本市においても、支援が必要なこども数は増加傾向にあると言え、取組が求められます。



アンケートからみる現状

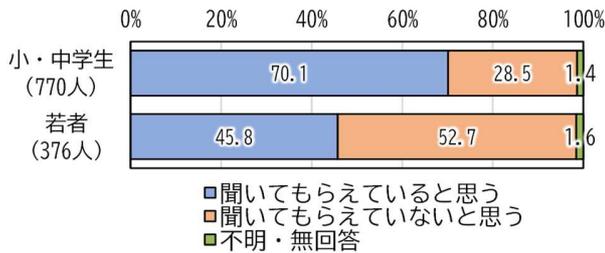
就学前児童と小学生の保護者に主な子育ての悩みをたずねたところ、ともに「子どもの健康や発育・発達に関すること」や「子育てにかかる費用（習い事や進学費用等）のこと」が上位にあがっており、健康面や経済面での悩みが多いことがうかがえます。

また、就学前児童では「仕事と子育ての両立が難しいこと」なども上位であり、仕事と子育ての両立を支える保育・子育て支援サービスの充実が求められます。一方、小学生になると「子どもの性格や癖のこと」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）のこと」といった個性やコミュニケーションに関する悩みもみられるようになり、より個々の状況に応じた対応が必要になると考えられます。

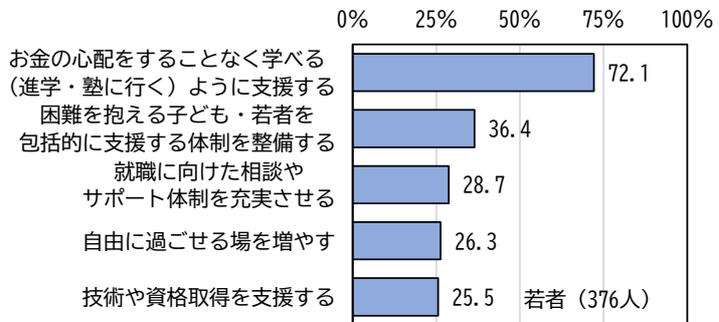


小・中学生と若者において、意見を『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）割合は若者でやや低くなっています。こども基本法の考え方に則り、こども・若者の意見の尊重や施策への反映を進めていくことが重要です。若者に、こども・若者のために市に必要なと思うことをたずねたところ、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が72.1%と突出して高くなっており、経済面での支援が求められています。

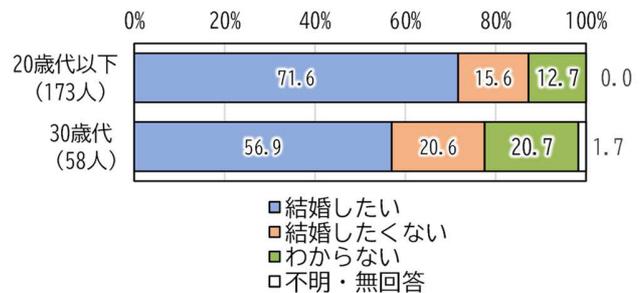
■安城市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか【小・中学生】【若者】



■こども・若者のために市に必要なと思うこと【若者】※上位5位



■将来結婚したいか【若者・未婚者】

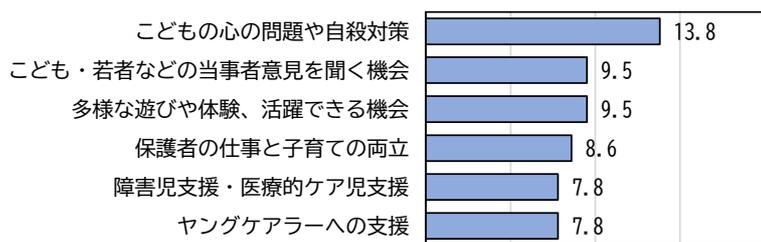


若者に将来結婚したいかをたずねたところ、30歳代では『結婚したくない』（「結婚したくない」「どちらかといえば結婚したくない」の合算）が20.6%、「わからない」が20.7%と、約4割が結婚に前向きな意識が薄い状況です。様々な観点から子育て世代への支援を充実させるなどして、結婚や子育てに対して前向きにとらえられるような気運の醸成が必要です。

関係機関・団体調査からみるこども・若者の意見

関係機関・団体が安城市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の中で気になることとして、「こどもの心の問題や自殺対策」が13.8%と最も高く、メンタルヘルスに関する取組が求められています。

■こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題の中で気になること ※上位5位



高校生ワークショップからみるこども・若者の意見

4つのグループに分かれて出された意見は、全部で165件となり、学校や社会全般についてなど多岐に渡りました。ワークショップの最後に、グループごとに安城市や大人たちに伝えたいことを一言でまとめました。

安城市や大人たちに言いたいこと一言メッセージ

- 幸福感と満足感が平等に受けられる社会
- いろんな天気でも静かに勉強したい人も楽しく会話したい人も無料で使えるスペースを！
- こどもを尊重するための投資
- わたしたちの意見をきいてください！

こども計画の内容

基本目標 1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

- 施策**
- 施策 1 情報提供・啓発活動の推進
 - 施策 2 こども・若者の意見反映



数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
こどもまんなか社会の実現に向かっていていると考える若者の割合	50%	70%

基本目標 2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

- 施策**
- 施策 1 妊娠期、出産、乳幼児期の健康支援
 - 施策 2 こども・若者等の体力・健康づくり
 - 施策 3 こども・若者等のこころの健康づくり

数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
健康であると感じている人の割合	83.1%	86%
項目	現状値(R5)	方向性(R11)
地域におけるこどもの運動機会を提供する団体等の数	106団体	増加

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

こども・若者が自分らしく過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。また、いじめや不登校、児童虐待、性暴力など、こども・若者の安全・安心を阻害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

施策

- 施策1 こども・若者の遊び場や居場所づくり
- 施策2 こども・若者が個人として尊重される環境づくり
- 施策3 学校におけるいじめや不登校に対する取組の推進
- 施策4 こども・若者の安全確保のための取組の推進

数値目標

項目	現状値	目標値(R11)
学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合（全国を100とした場合の指数）	小学生 114 (R4)	100以下
	中学生 149 (R4)	100以下
犯罪発生件数	1,047件 (R5)	880件

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

施策

- 施策1 豊かな学びを支える教育の充実
- 施策2 未来を担うこども・若者への支援
- 施策3 若者の就労に向けた支援
- 施策4 結婚やこどもを持つことへの支援



数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	0%	5校以上
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合	64.1%	80%

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・共育て」を支援し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

施策

- 施策1 教育・保育サービスの充実
- 施策2 子育て相談や支援の充実
- 施策3 仕事等と子育てとの両立支援
- 施策4 ひとり親家庭等への支援



数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育て環境に対する満足度	49.5%	55.5%

基本目標6 困難を抱えるこども・若者等への支援

虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障害等のあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

施策

- 施策1 虐待の防止、早期発見
- 施策2 ヤングケアラー支援
- 施策3 障害等のあるこども・若者への支援
- 施策4 こどもの貧困対策
- 施策5 包括的な支援体制

数値目標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
子育て環境に対する満足度	49.5%	55.5%



子ども・子育て支援事業計画

本計画は、国が示す基本指針に即して、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや提供体制の確保のための取組を示します。

子どものための教育・保育給付

3～5歳児については、入園見込みに対して受け皿は確保されているため、今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。

0～2歳児については、共働きで子育てをする家庭の増加により、保育の需要が高まっているため、その動向を注視し、必要に応じて受け皿の確保を図ります。幼児用から低年齢児の部屋に改修するなどして施設全体としての必要数の最適化を図ります。

地域子ども子育て支援事業

地域子ども子育て支援事業は、以下の事業についてニーズを踏まえた提供体制を確保します。

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 1 利用者支援事業 | 11 一時保育・一時預かり事業 |
| 2 延長保育事業 | 12 病児・病後児保育事業 |
| 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 13 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） |
| 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 14 妊婦健康診査事業 |
| 5 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業） | 15 産後ケア事業 |
| 6 子育て短期支援事業 | 16 子育て世帯訪問支援事業 |
| 7 乳児家庭全戸訪問事業 | 17 児童育成支援拠点事業 |
| 8 養育支援訪問事業 | 18 親子関係形成支援事業 |
| 9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | 19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |
| 10 地域子育て支援拠点事業 | |

